

吉野川の樹木伐採をしていただける方を募集します ～企業等の民間団体も対象です～

徳島河川国道事務所では、吉野川の河川内に自生している樹木及び竹を伐採していただける方を募集します。応募された方は、指定された区画内の樹木及び竹を自身で伐採し、持ち帰って薪ストーブの燃料等に自由に活用していただけます。また、応募は個人での有効活用以外に、企業等の民間団体も可能です。なお、河川内の伐採を行うことで、治水上の支障が軽減され、更には景観も良くなり不法投棄の抑制に繋がると考えております。たくさんの応募をお待ちしております。

○応募受付期間：令和6年8月26日（月）から令和6年9月30日（月）

○伐採箇所：吉野川市川島町宮島西中須地先【鴨島区画①～②】（2区画）
阿波市市場町香美地先【上板区画①～④】（4区画）
美馬市穴吹町三島舞中島地先【貞光区画①～④】（4区画）
美馬郡つるぎ町貞光小山北地先【美馬区画①～⑫】（12区画）
三好市三野町太刀野地先【美馬区画⑬～⑳】（8区画）
三好市井川町西井川地先【美馬区画㉑～㉕】（5区画）
板野郡北島町鯛浜大西地先【旧吉野川区画①～⑥】（6区画）
板野郡上板町第十新田地先【旧吉野川区画⑦】（1区画）
計（42区画）

○伐採作業時期：令和6年11月13日（水）から令和7年3月15日（土）

○伐採量：1区画（約1,500～約5,500㎡）の全ての樹木及び竹（別紙－6参照）

※区画数は複数でも希望可。ただし、期間内に伐採可能な方のみ。

○申し込み方法：申込フォームより必要事項を入力。（応募多数の場合は抽選）

又は所定の申し込み用紙に必要事項を記載し提出。

（郵送（消印有効）、メール、持参のいずれかでも可）

URL：<https://forms.office.com/r/HsrE7biDFJ>

○詳細・提出書類については応募要領5.①をご確認ください。

○問合せ・申込先：四国地方整備局 徳島河川国道事務所 河川管理課
〒770-8554 徳島市上吉野町3丁目35番地
TEL（088）654-9266



申込フォーム用2次元コード

令和6年8月26日

本施策は、四国圏広域地方計画の広域プロジェクト【No.5地域の自主的・持続的発展に向けた「資国」産業競争力プロジェクト】に該当します。

国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所

TEL：088-654-2211（代表）

副所長

河川管理課長

◎佐藤 英人
◎小原 一幸

内線204

内線331

◎：主たる問い合わせ先

吉野川の河川内に繁茂する樹木等の「公募伐採」応募要項

【目的】

河川区域内の樹木及び竹は、洪水時に流水を阻害し、倒れて流出したものは橋梁、堰等に引っかかり洪水をせき上げるなど、治水上の問題となる恐れがあります。また、巡視時に視界を遮り、ゴミの不法投棄の発見が遅れるなど監視の妨げとなります。

一方、樹木及び竹がある河川環境や景観も地域の財産の一つとなっており、それら環境や景観と河川管理を共存させていく必要があります。

このため、計画的な伐採による河川区域内の樹木及び竹の管理を実施しておりますが、多くの費用を要するため、全てを対処するまでには至っていない状況です。

そこで、河川区域内の樹木及び竹について、伐採を希望する方（企業・団体・個人）を募り河川法第25条の規程に基づく伐採許可により、営利を目的とする企業、団体等も対象とした河川敷地内の樹木及び竹を伐採する取り組みを行っていくものです。

1. 募集期間

令和6年8月26日（月） ～ 令和6年9月30日（月）

2. 採取区域（樹種：雑木及び竹等）

別添図面（別紙－6）のとおり

※必要に応じて各自現地確認をすること

※別添図面の採取区域以外で採取希望がある場合は、各出張所にご相談ください。

3. 採取期間

令和6年11月13日（水） ～ 令和7年3月15日（土）

4. 応募資格

応募資格は以下のいずれにも該当しない個人、団体、企業等であること。

①過去3年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。

②公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規程に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。

③公募期間中において、会社再生法に基づき公正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

④直近1年間の税を滞納している者でないこと。

⑤警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5. 手続き等

①提出書類

所定の申込フォームより必要事項をすべて入力し送信すること。

又は、所定の応募様式（別紙－１）、申告書（別紙－２）に必要事項を記入し提出期間中に提出すること。（郵送（消印有効）、メール、持参のいずれかでも可）

<申込フォーム取得方法>

徳島河川国道事務所のホームページから申込用アドレスまたは申込用２次元コードより所定のフォームにアクセス。

<提出書類取得方法>

徳島河川国道事務所のホームページから申し込み様式をダウンロード、もしくは徳島河川国道事務所河川管理課及び対象箇所を管理している、吉野川鴨島出張所、吉野川上板出張所、吉野川貞光出張所、吉野川美馬出張所、旧吉野川出張所にて配布。応募様式は HP 記者発表ページの別紙－１、別紙－２ から取得できます。

②提出期間

令和６年８月２６日（月） ～ 令和６年９月３０日（月）

③問い合わせ先

徳島河川国道事務所

【河川管理課】

〒７７０－８５５４ 徳島県徳島市上吉野町３丁目３５

電話 ０８８－６５４－９２６６ FAX ０８８－６５４－９２６７

E-mail skr-tokusa52@mlit.go.jp

【吉野川鴨島出張所】（伐採箇所が吉野川市の場合）

〒７７６－０００５ 徳島県吉野川市鴨島町喜来乗島５２９－５

電話 ０８８３－２４－４３３４ FAX ０８８３－２２－１２５１

E-mail skr-tokusa80@mlit.go.jp

【吉野川上板出張所】（伐採箇所が阿波市の場合）

〒７７１－１３５０ 徳島県板野郡上板町瀬部字鳥屋２６７－２

電話 ０８８－６９４－２５３１ FAX ０８８－６９４－２５４４

E-mail skr-tokusa81@mlit.go.jp

【吉野川貞光出張所】（伐採箇所が美馬市の場合）

〒７７９－４１０１ 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字馬出９１－１

電話 ０８８３－６２－２３９６ FAX ０８８３－６２－４２５９

E-mail skr-tokusa82@mlit.go.jp

【吉野川美馬出張所】（伐採箇所が三好市、つるぎ町の場合）

〒 7 7 1 - 2 1 0 6 徳島県美馬市美馬町字喜来市 6 5 - 3

電話 0 8 8 3 - 6 3 - 2 0 4 9 FAX 0 8 8 3 - 6 3 - 5 4 2 6

E-mail skr-tokusa83@mlit.go.jp

【旧吉野川出張所】（伐採箇所が北島町、上板町の場合）

〒 7 7 1 - 1 2 0 1 徳島県板野郡藍住町奥野字乾 1 2 6 - 3 2

電話 0 8 8 - 6 9 2 - 5 3 5 5 FAX 0 8 8 - 6 9 2 - 5 3 5 6

E-mail skr-tokusa84@mlit.go.jp

6. 採取者の選定方法

申込フォームより入力された応募内容又は提出された応募書類を基に審査を行い、参加資格があると判断した者を選定する。選定にあたっては、必要な情報収集あるいは履行の現実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等実施する場合がある。応募多数の場合は区画の割り当てを含めて、徳島河川国道事務所が公平な抽選により決定するものとし、選定結果に対しての不服申し立ては受け付けない。

辞退があった場合は、応募者を対象に申請者を再選定する。

7. 選定結果の通知

募集期間終了後、速やかに結果を応募者に通知する。

8. 選定後に必要な許可手続き

選定された者は、当該樹木の採取について河川法第 2 5 条（土砂等の採取の許可）に係わる申請が必要となるため、通知時に同封された「許可申請書」（別紙－ 3）を選定結果の通知後すみやかに下記の担当出張所へ持参若しくは、郵送にて提出すること。許可申請書が提出されない場合は、伐採の意志なしとして選定結果を無効とする。

なお、河川法第 2 5 条の許可に際し、別紙にある条件が付される。

※河川法第 2 5 条の許可とは、「河川区域内の土地において河川の産出物を採取する際には河川管理者の許可を得なければならない」という法律で、河川法第 2 5 条の許可により、営利目的での採取が可能となる。

※河川法第 2 5 条の許可を受けた者は、本樹木の伐採に係わる河川法第 3 2 条第 1 項に基づく採取料徴収について、別途徳島県知事が定める徴収料を納付しなければならない。

【吉野川鴨島出張所】（伐採箇所が吉野川市の場合）

〒 7 7 6 - 0 0 0 5 徳島県吉野川市鴨島町喜来乗島 5 2 9 - 5

電話 0 8 8 3 - 2 4 - 4 3 3 4 FAX 0 8 8 3 - 2 2 - 1 2 5 1

E-mail skr-tokusa80@mlit.go.jp

【吉野川上板出張所】（伐採箇所が阿波市の場合）

〒 7 7 1 - 1 3 5 0 徳島県板野郡上板町瀬部字鳥屋 2 6 7 - 2

電話 0 8 8 - 6 9 4 - 2 5 3 1 FAX 0 8 8 - 6 9 4 - 2 5 4 4

E-mail skr-tokusa81@mlit.go.jp

【吉野川貞光出張所】（伐採箇所が美馬市の場合）

〒 7 7 9 - 4 1 0 1 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字馬出 9 1 - 1

電話 0 8 8 3 - 6 2 - 2 3 9 6 FAX 0 8 8 3 - 6 2 - 4 2 5 9

E-mail skr-tokusa82@mlit.go.jp

【吉野川美馬出張所】（伐採箇所が三好市、つるぎ町の場合）

〒 7 7 1 - 2 1 0 6 徳島県美馬市美馬町字喜来市 6 5 - 3

電話 0 8 8 3 - 6 3 - 2 0 4 9 FAX 0 8 8 3 - 6 3 - 5 4 2 6

E-mail skr-tokusa83@mlit.go.jp

【旧吉野川出張所】（伐採箇所が北島町、上板町の場合）

〒 7 7 1 - 1 2 0 1 徳島県板野郡藍住町奥野字乾 1 2 6 - 3 2

電話 0 8 8 - 6 9 2 - 5 3 5 5 FAX 0 8 8 - 6 9 2 - 5 3 5 6

E-mail skr-tokusa84@mlit.go.jp

9. 採取にあたって実施すべき安全対策等（清掃、交通法規の遵守等）の内容

盗難防止対策、猛暑・防寒対策、現場内の清掃の保持、隣接作業者との連絡調整、法令順守

10. 河川管理者が必要に応じ実施する項目

- ・ 進入路整備（小型トラックによる搬出が可能となる程度）
- ・ 不用な枝葉の処分等

11. 自損事故を起こした場合又は河川管理施設若しくは第三者に損害を与えた場合の扱い、及び河川管理者の指示による中止の扱い

①河川管理者は、河川利用者や許可受け者の事故を未然に防止する観点から、平常時の巡視等において採取の実施状況を把握するものとし、必要に応じて許可受け者に指導を行う。

②河川管理者は、許可受け者が樹木等を採取するに当たって、周辺に生息する希少種に影響を及ぼし、又は刈草や伐木した樹木の搬出時に周辺に迷惑をかけることのないように、必要に応じて許可受け者に指導を行う。

③採取は、許可受け者の責任において行うものであるため、採取中の自損事故の処理、第三者への加害に対する損害賠償等は許可受け者の責任において行うこと。

また、第三者や河川管理施設等に損害を与えた場合には、許可受け者は速やかに

河川管理者に通報し、適切に対応すること。

なお、許可受け者が原因である河川管理施設に対する損害については、河川法第18条に基づきその原因者に復旧を求めるとともに、河川管理者が自ら復旧を行う場合も含めて、河川法第67条に基づき当該原因者に対し、復旧に要する費用負担を求める。

- ④許可受け者は、河川管理者から採取の停止の指示があった場合は、すぐに停止すること。なお、停止に伴う費用は無償とする。

12. その他

- ①伐採者が確定した後、採取区画の通知、並びに伐採作業における留意点等について伐採作業前に説明を受けること。
- ②伐採により発生する枝葉等についても持ち帰る事。搬出できない場合は、事前に吉野川鴨島出張所（伐採希望箇所が吉野川市の場合）、吉野川上板出張所（伐採希望箇所が阿波市の場合）、吉野川貞光出張所（伐採希望箇所が美馬市の場合）、吉野川美馬出張所（伐採希望箇所が三好市、つるぎ町の場合）、旧吉野川出張所（伐採希望箇所が北島町、上板町の場合）へ連絡し搬出し易いように伐採区域内に集積すること。
- ③伐採した樹木及び機械器具類は、現地に仮置きすること無く、その都度河川敷から搬出すること。
- ④採取を希望する河川産出物の種類又は用途を制限するものではないが、当該種類又は用途に疑義がある場合（採取を希望する河川産出物の種類が一部の木のみである場合、採取を希望する河川産出物の用途が明確でない場合など）には、採取の妥当性を正確に判断することができないため、確認する場合がある。当該確認によっても疑義が解消されない場合には、採取の許可は受けられない場合がある。

条 件

第1条 許可を受けた者は、許可期間中は採取箇所の見やすい場所に、採取目的、採取面積、採取者名（法人にあってはその名称）、連絡先（電話番号は法人の場合に限る）を明記した許可表示板を掲示すること。

（※注）許可表示板の規格等については、担当区間の徳島河川国道事務所各出張所長（吉野川鴨島出張所長、吉野川上板出張所長、吉野川貞光出張所長、吉野川美馬出張所長、旧吉野川出張所長（以下「所長」という。））と協議の上、変更可とする。

第2条 許可を受けた者が、自らその内容を変更しようとするときは、当初の申請に準じて許可を受けること。

第3条 許可を受けた者は、次の各号に掲げる場合には、その事実の生じた日から15日以内に届け出ること。

（1）住所又は氏名を変更したとき

（2）許可を受けた行為を廃止したとき

（3）天災その他のやむを得ない事由により許可を受けた目的を達することができなかつたとき

第4条 許可を受けた者は、採取期間が満了したとき又は採取が取り消されたときは、所長の指示に従い約14日以内にその場所を原状に復し、所長の検査を受けること。

第5条 許可を受けた者は、採取に着手するときは、事前に「着手届」（別紙-4）を所長に届け出し、伐採終了後は速やかに「完了届」（別紙-5）を所長に提出すること。

第6条 許可を受けた者は、堤防・護岸等河川管理施設の原状に影響を及ぼさないように注意するとともに直ちに所長に報告すること。

第7条 許可を受けた者は、伐採区域内に営巣木を発見した場合は、伐採作業を中止するとともに直ちに所長に報告すること。

第8条 許可を受けた者が、堤防・護岸等の河川管理施設並びに第三者に損害を与えた場合は、自らの負担をもって原状に復旧し、又は、損害の賠償をすること。

第9条 河川工事その他公益のため必要があるときは、許可を取り消すことがある。

第10条 申請内容と大きく異なる行為をした場合、或いは作業中に事故が発生した場合は、許可を取り消すことがある。

応募様式

令和 年 月 日

徳島河川国道事務所長 殿

応募者

$$\overline{\text{T}}$$

住所

氏名

令和 6 年 8 月 23 日付で公募された、河川敷地内の樹木及び竹伐採について応募します。

記

1. 河川の名称及び区画番号

第1希望 区画番号： (☐ 1区画のみ ☐ 複数区画 ☐ 区間希望)

第2希望 区画番号： (☐ 1区画のみ ☐ 複数区画 ☐ 区間希望)

第3希望 区画番号： (☐ 1区画のみ ☐ 複数区画 ☐ 区間希望)

2. 伐採木(竹)の使用目的

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

☐ 薪ストーブ

☐ その他の目的 ()

3. 採取を希望する河川産出物の種類

雜木・竹

4. 現地の確認状況

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

☐ 確認済み☐ 未確認

5. 採取の期間

作業予定期間 : 月 日 ~ 月 日 (のうち 日間) を予定

6. 応募者の連絡先

連絡先（携帯可）：

緊急連絡先 :

申 告 書

四国地方整備局

徳島河川国道事務所長 殿

応募者
〒
住所

氏名

印

吉野川の公募伐採の応募にあたり、下記について該当しないことを申告します。

- ① 過去 3 年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。
- ② 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条又は第 71 条の規程に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。
- ③ 公募期間中において、会社再生法に基づき公正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ④ 直近 1 年間の税を滞納している者でないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

別紙－ 3

許 可 申 請 書

令和 年 月 日

国土交通省四国地方整備局長 殿

申 請 者 住 所
氏 名

別紙のとおり河川法第 2 5 条の許可を申請します。

(連 絡 先) 氏 名

電 話 番 号

1. 河川の名称

吉野川水系（ 吉野川 ・ 旧吉野川 ・ 今切川 ）

2. 伐木及び伐竹の使用目的

☐薪ストーブ ☐その他の目的（ ）

3. 場所

市・郡 町 地先 区画番号

4. 採取に係わる土地の面積

面積 m²

5. 河川の産出物の種類

雑木・竹

6. 採取の方法

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

(伐採方法) ☐ チェンソーにより伐採を行う。

☐ ノコギリにより伐採を行う。

☐ その他の方法により伐採を行う。（伐採方法： ）

(小割方法) ☐ 伐採した樹木及び竹は、倒木箇所では小割りし、人力によりトラックまで運搬する。

☐ 伐採した樹木及び竹は、倒木箇所では小割りし、キャリア等によりトラックまで運搬する。

☐ その他の方法（ ）

(運搬方法) ☐ 伐採材は、軽トラックにより日々搬出する。（積込方法： ）

☐ 伐採材は、（ t）トラックにより日々搬出する。

（積込方法： ）

☐ その他の方法（ ）

(伐採順序) ☐ 通路脇から順次伐採を行う。

☐ その他の伐採順序（ ）

(枝葉処理) ☐ 発生した枝葉は、伐採材と一緒に持ち帰り利用する。

☐ 発生した枝葉は、決められた場所に集積する。

☐ その他の処理（ ）

※上記以外に作業に関する事項があれば記載する。

7. 採取の期間

許可の日から令和 年 月 日（作業時間：9時～17時）

8. 身分証明書

運転免許証（住所変更がなされているもの）の写し又は住民票、企業は謄本の提出。

◆申請・実施にあたっての守るべき事項

1. 作業に伴い自己及び第三者に生じた障害、損害については申請者の負担とする。
2. 設置した仮設物は洪水により支障の生ずるおそれがあるとき又は河川管理者から指示があったときは直ちに撤去する。出水により伐採箇所が冠水する恐れがある場合は作業を行わない。
3. 河川管理施設を損傷しないように注意し、損傷した場合には指示に伴い原形復旧する。
4. 自動車の乗り入れは河川管理者の指示に従う。
5. ゴミ等は出さないものとし、使用後の片付け、清掃は入念に行い河川美化に努める。
6. 枝を引き取らない場合は出張所の指示に従い一箇所に集積する。
7. 伐採箇所以外の民地、占用地には立ち入らない。
8. 指定された以外の樹木及び竹は伐採しない。野鳥の巣、貴重な動植物と思われるものが見つかった場合は、速やかに出張所に連絡する。
9. 許可以降の取り消し

伐採準備あるいは着手後においても、申請者に河川法に抵触する行為があった場合等には伐採資格が取り消される場合がある。伐採のためにそれまでに生じた費用は申請者が負担する。

【安全対策等】

(作業時服装)・作業時はヘルメット、防振手袋を着用し、作業に適した服装で行う。

(大雨・強風)・天気予報等を確認し、大雨注意報、強風注意報が発令された時は作業を中止する。

(資機材管理)・作業用器具は日々持ち帰り、現地に放置しない。

・枝葉を集積した場合は、速やかに出張所に連絡する。

(隣接者調整)・他の作業車の支障とならないよう搬出通路にはトラックは駐車しない。

・倒木する際は、周辺の伐採作業者に声がけし、自分の存在を知らせる。

・倒木する際は、他の伐採者と離隔を十分に取って作業を行う。

・倒木する際は、隣接箇所の作業状況を確認し、作業している場合は隣接する伐採者と調整し安全を確認後に倒木する。

(有事対応)・ケガや事故発生時にはすぐに連絡できるよう携帯電話を携帯するとともに、家族と連絡が取れる体制を確保する。

・消防署、警察、病院、出張所の電話番号は携帯電話に登録しておく。

(申請者以外の現場作業者にも登録して貰う)

・事故(ケガを含む)発生時には出張所に必ず連絡する。

(法令遵守)・発生材を運搬する際は、交通法規を遵守する。(差し枠、はみ出し禁止)

(坂路管理)・通常時閉鎖されている坂路を利用する場合は、鍵を放置せず解放状態で作業を行わない。

(その他)・気温の高い日に作業する際は、熱中症対策として、こまめに水分、塩分、休憩を取り、無理して業務は行わない。

・健康状態が万全で無い場合は、無理しない。(二日酔いも含む) 作業箇所周辺に人がいないか注意して作業を行い、常に清潔に保ち不慮の事故が起こらないようにする。

・選定された場合には、許可の条件に基づき作業を行う。

着 手 届

令和 年 月 日

四国地方整備局
徳島河川国道事務所長 殿

申 請 者 住 所

氏 名
連 絡 先

令和 年 月 日付、国四整徳河占第 号による吉野川の河道
内伐採を下記のとおり着手するので届けます。

記

1. 着手予定年月日

令和 年 月 日
2. 完了予定年月日

令和 年 月 日
3. 施行箇所

市・郡 町 地先 区画番号
4. 許可工期

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

完 了 届

令和 年 月 日

四国地方整備局
徳島河川国道事務所長 殿

住 所

氏 名

令和 年 月 日付、国四整徳河占第 号許可による吉野川の
河道内伐採を完了したので届けます。

記

1. 完了年月日

令和 年 月 日
2. 施行箇所

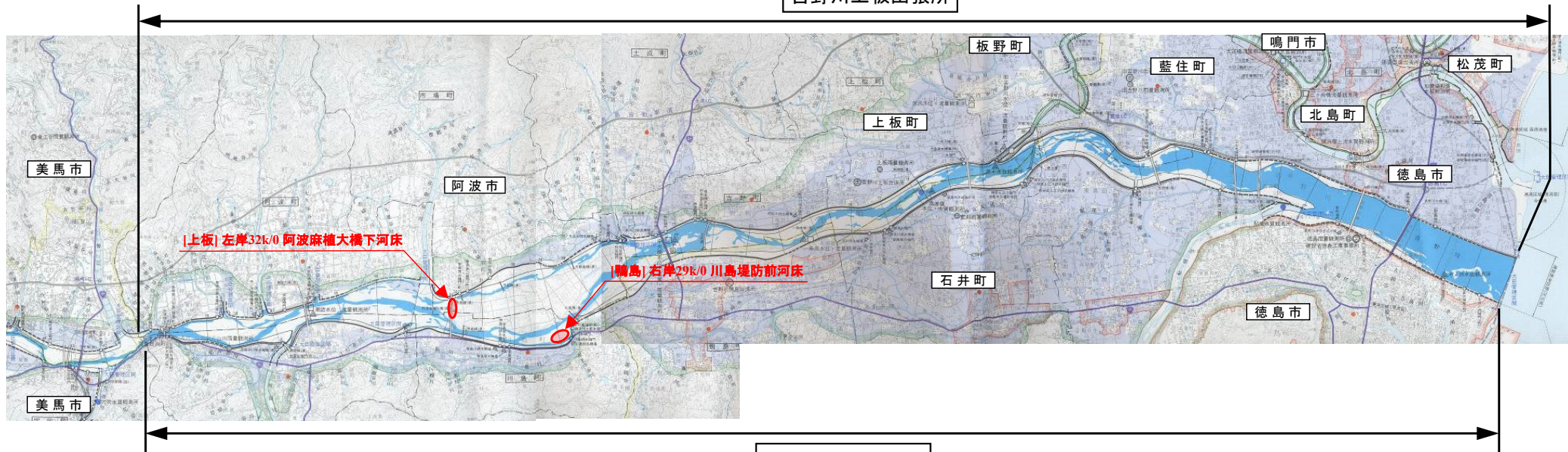
市・郡 町 地先 区画番号
3. 許可工期

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで
4. 添付書類

採取した樹木及び竹の数量
(☐ m³)
(☐ t)
(☐ 台数)

別紙－ 6

吉野川上板出張所



吉野川鴨島出張所

吉野川美馬出張所



吉野川貞光出張所

公募伐採募集位置

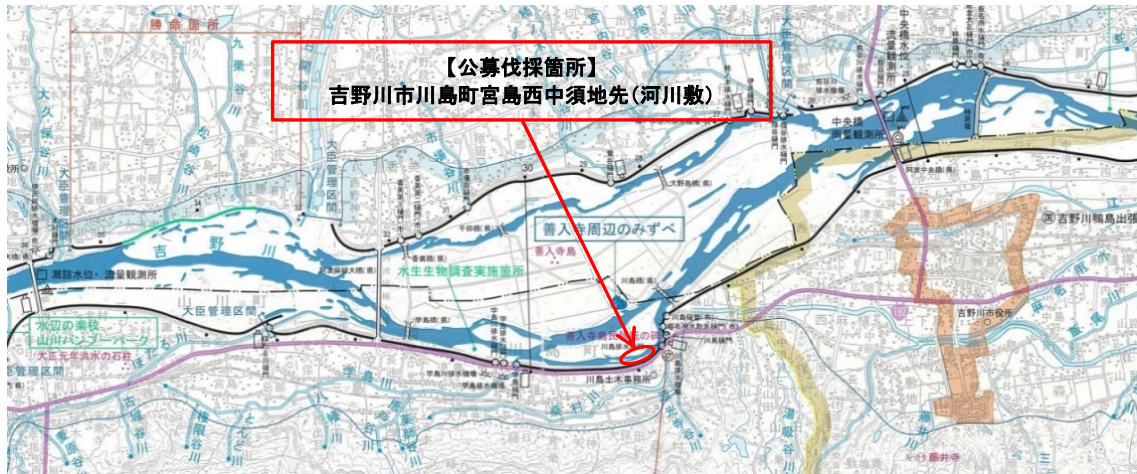
旧吉野川・今切川

別紙－6



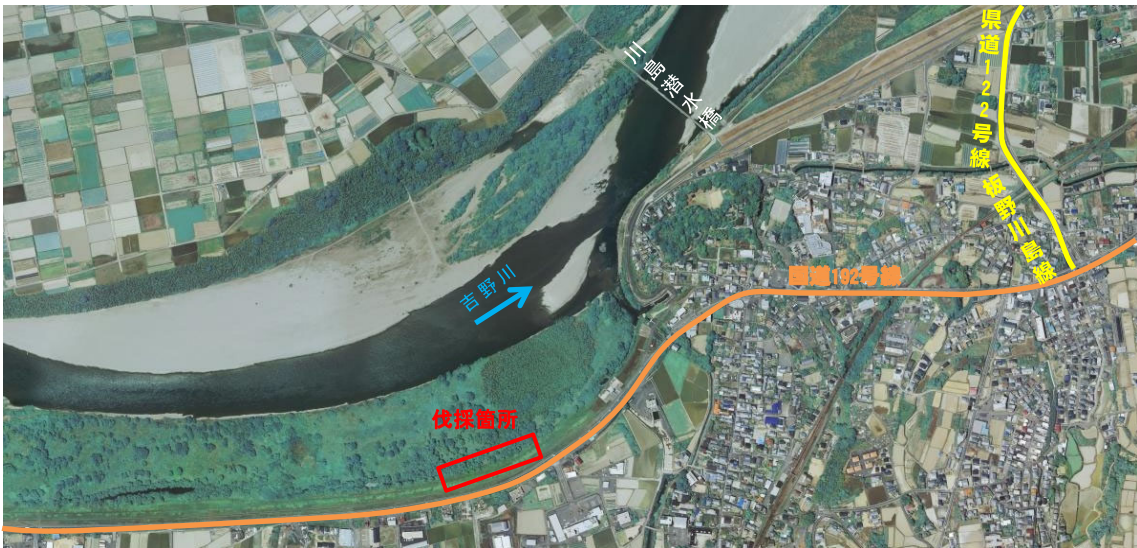
公募伐採箇所 位置図

■位置図

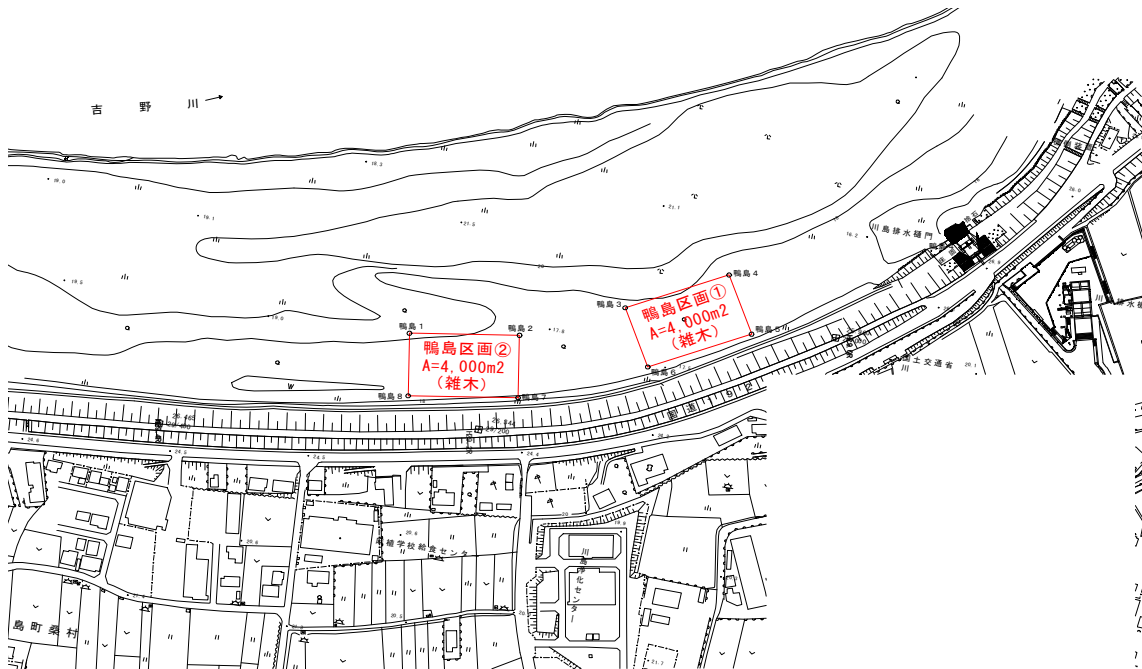


この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したもの(平27四複、第67号)を一部転載したものである。

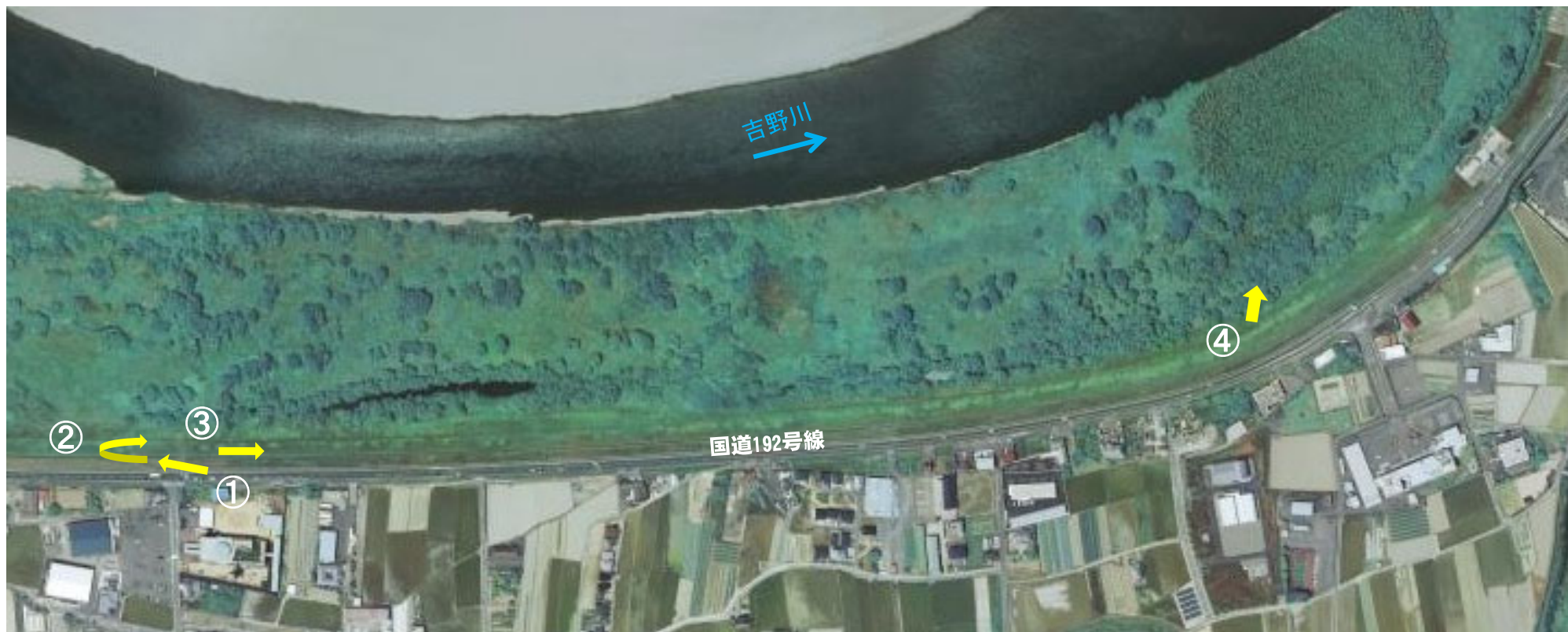
■詳細図



■区画割図(※区画割は現地の状況等により多少増減する場合があります。)



令和6年度 公募伐採箇所(進入路)



公募伐採箇所 位置図

■位置図

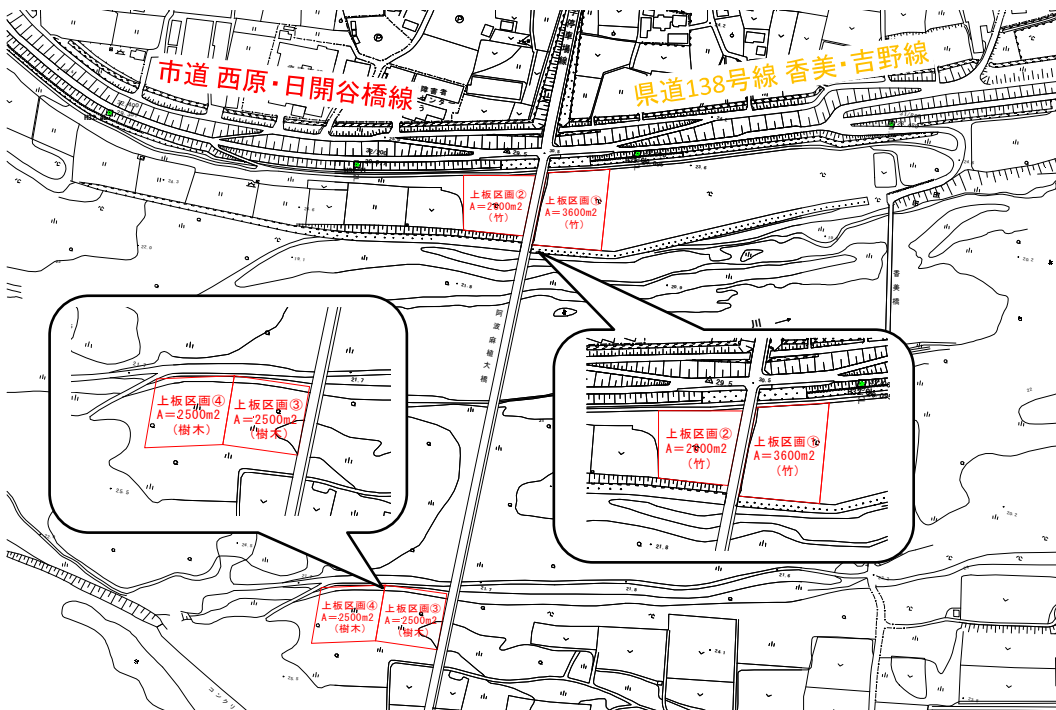


この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したもの(平27四複、第67号)を一部転載したものである。

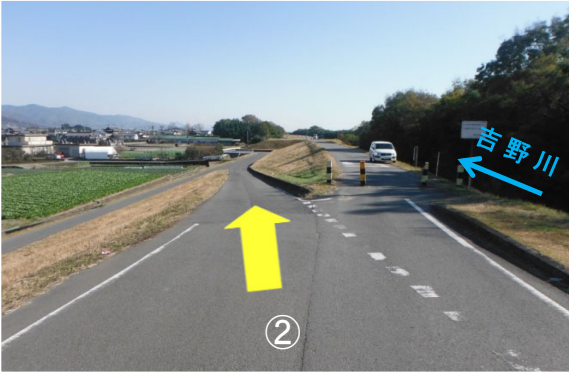
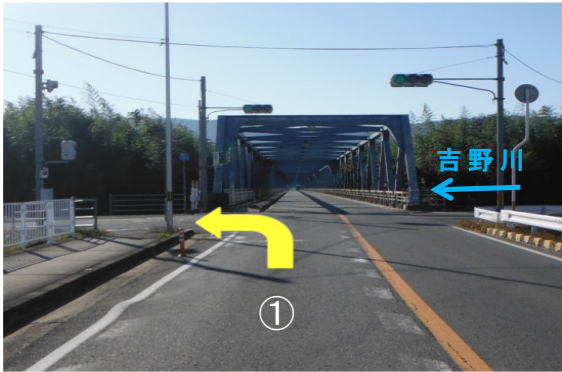
■詳細図



■区画割図(※区画割は現地の状況等により多少増減する場合があります)

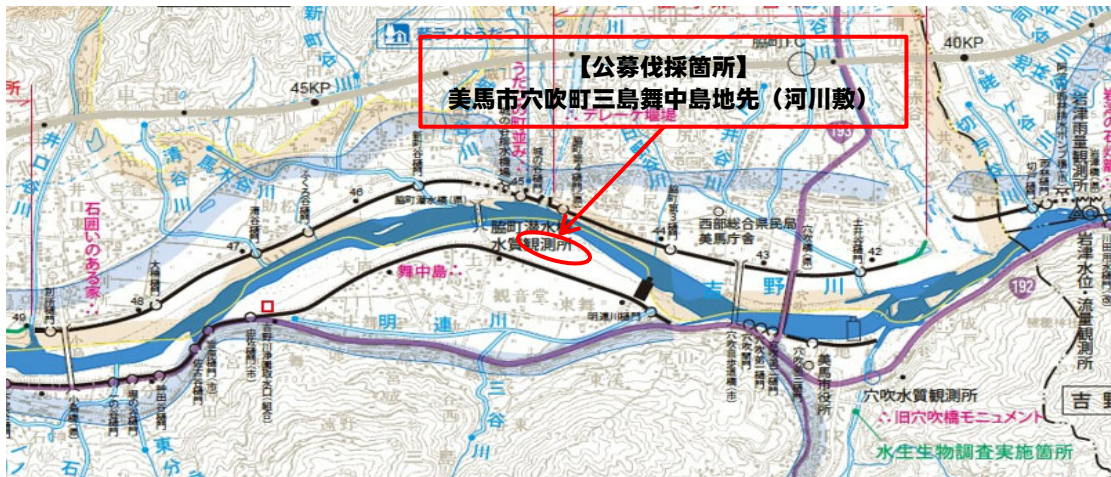


令和6年度 公募伐採箇所(進入路)



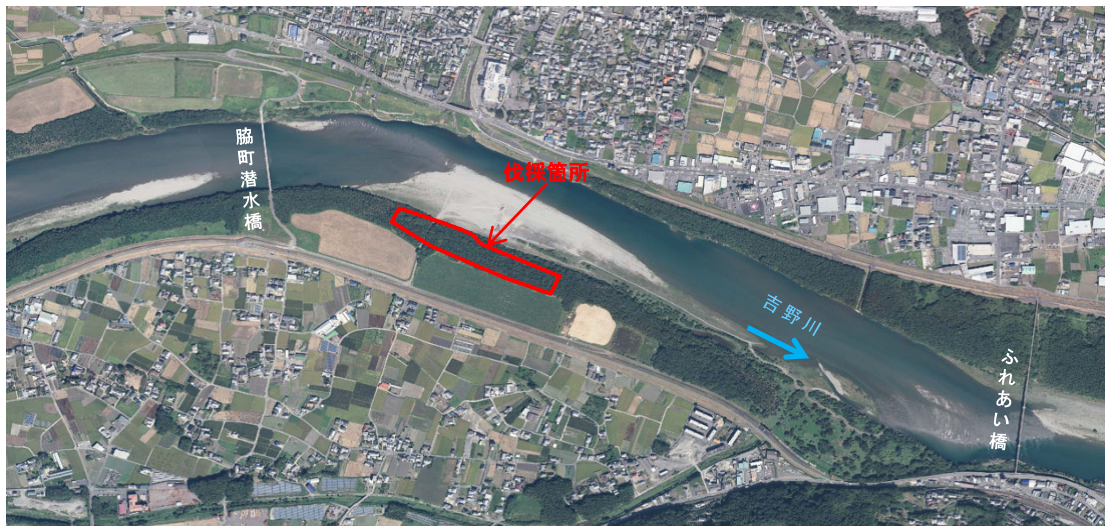
公募伐採箇所 位置図

■位置図

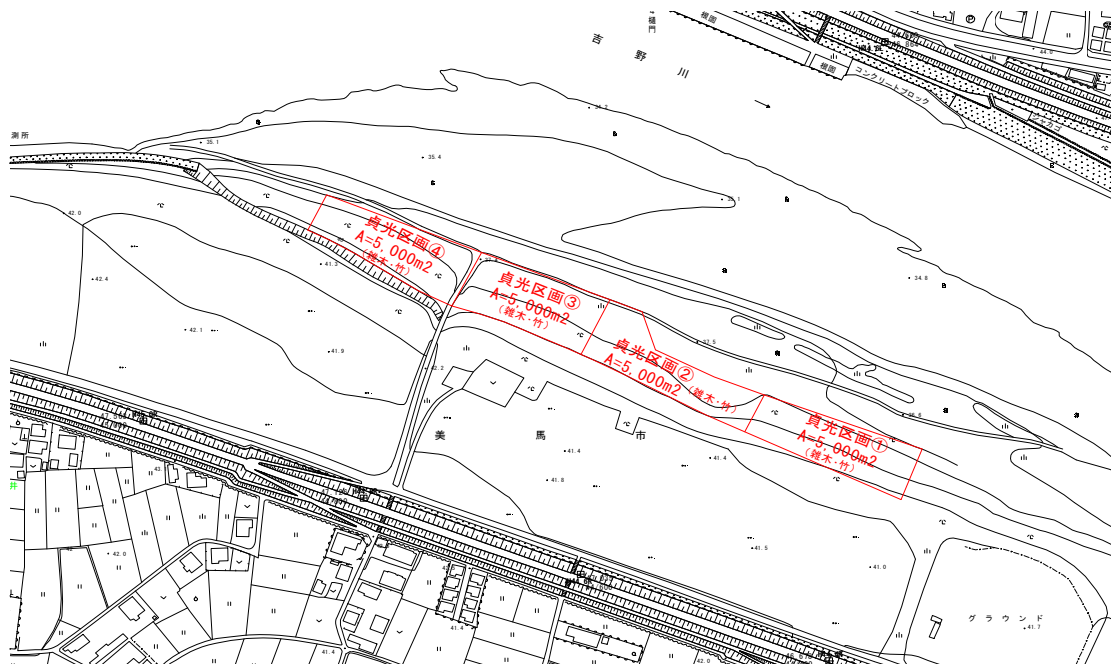


この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したもの(平27四複、第67号)を一部転載したものである。

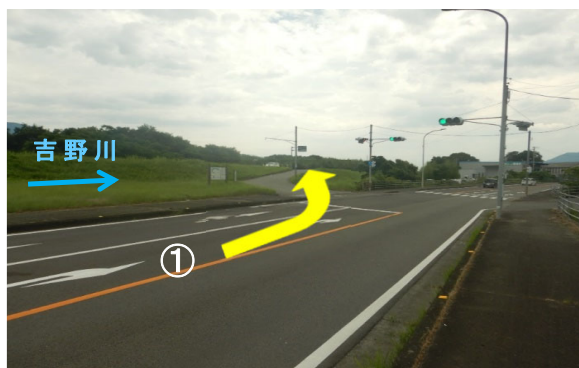
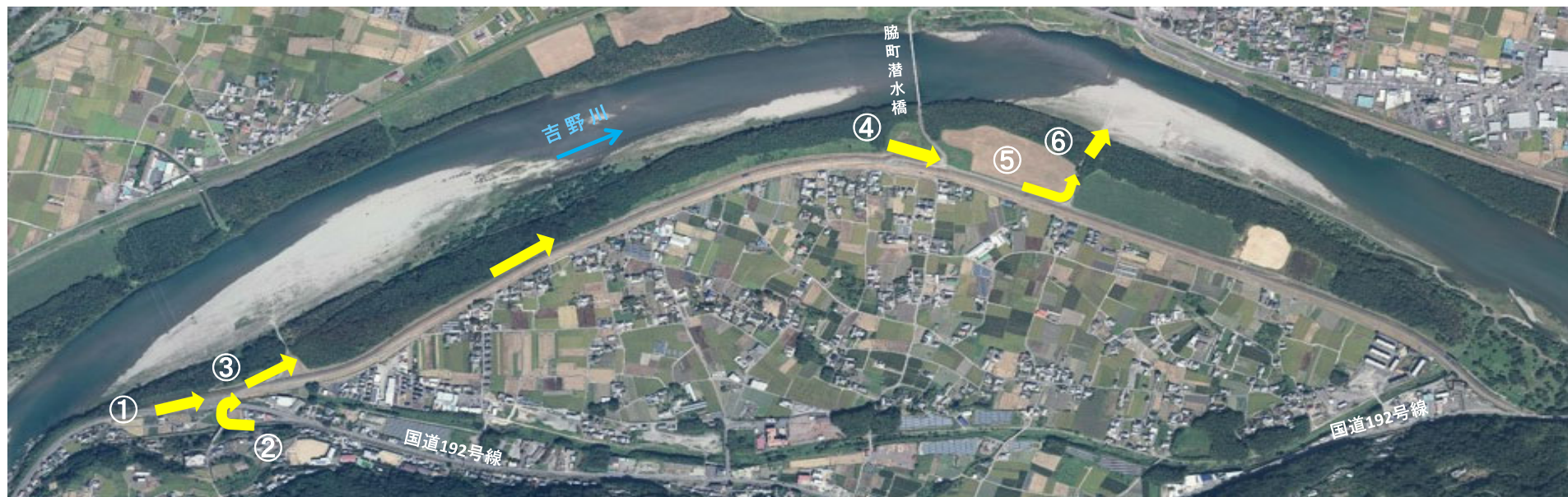
■詳細図



■区画割図(※区画割は現地の状況等により多少増減する場合があります)

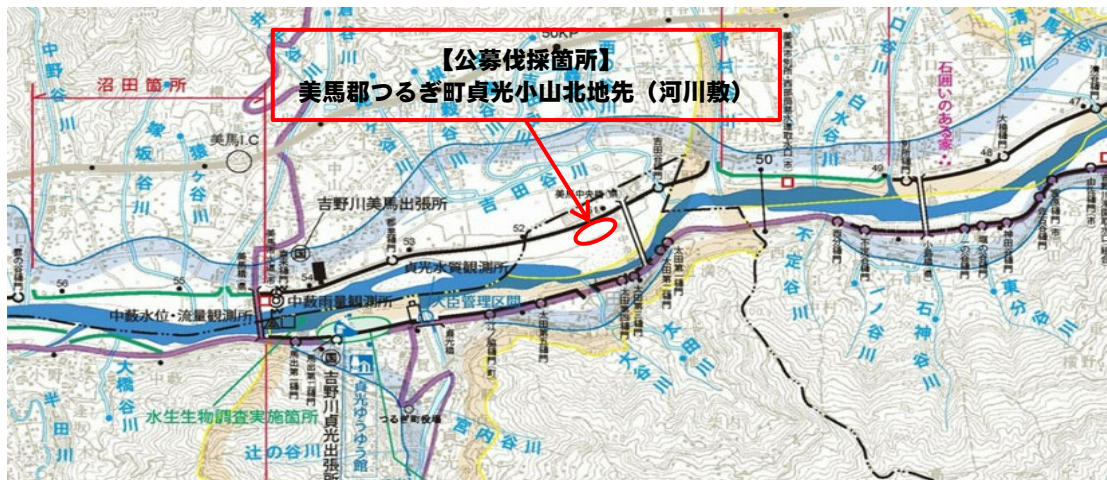


令和6年度 公募伐採箇所(進入路)



公募伐採箇所 位置図

■位置図

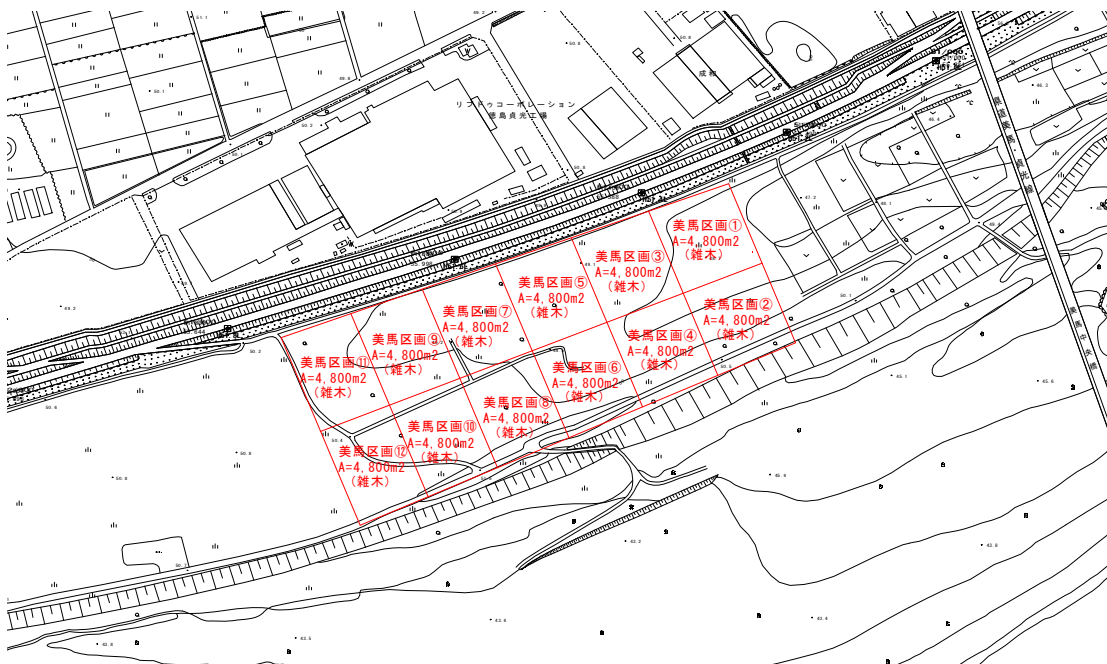


この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したもの(平27四複、第67号)を一部転載したものである。

■詳細図



■区画割図(※区画割は現地の状況等により多少増減する場合があります)



令和6年度 公募伐採箇所(進入路)



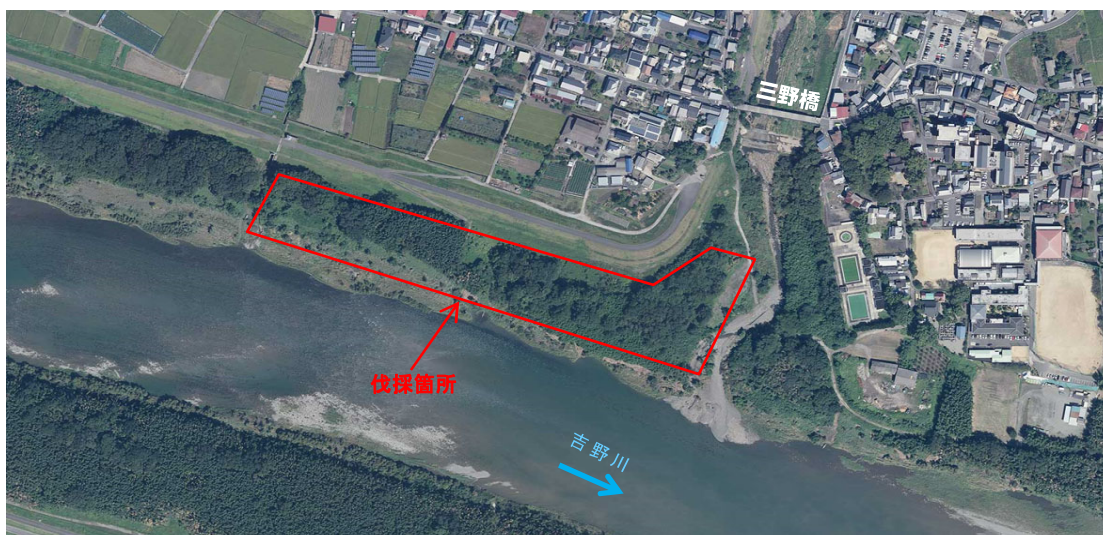
公募伐採箇所 位置図

■位置図

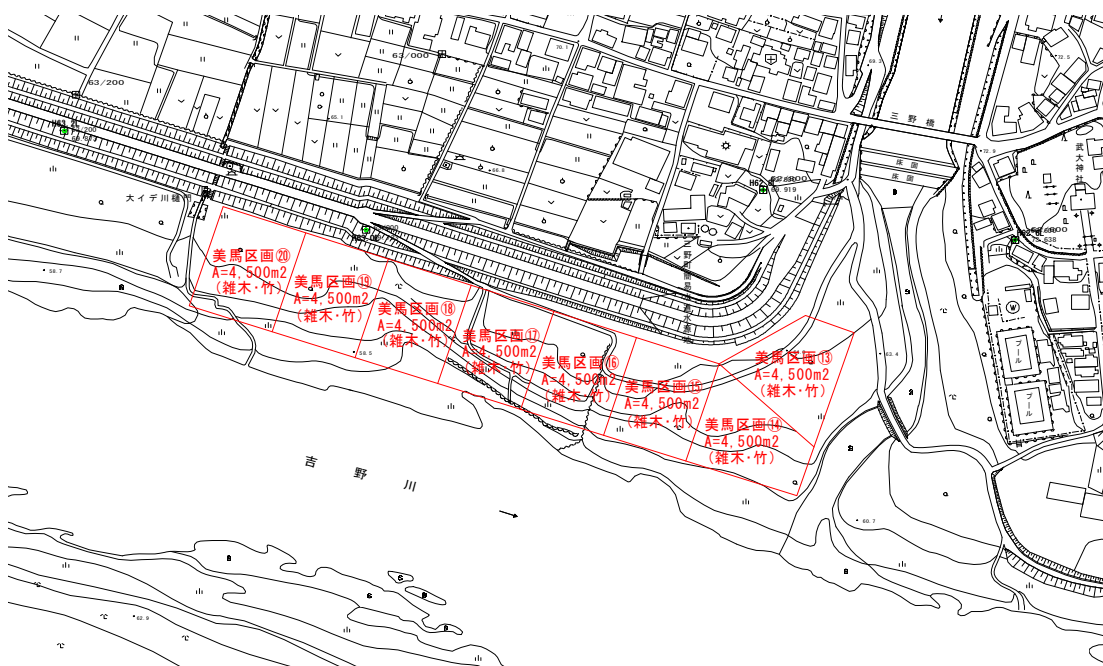


この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したもの(平27四複、第67号)を一部転載したものである。

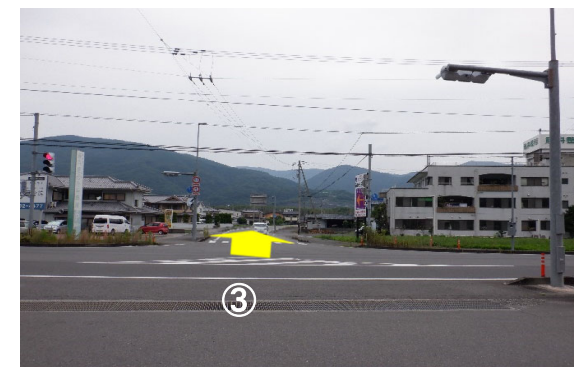
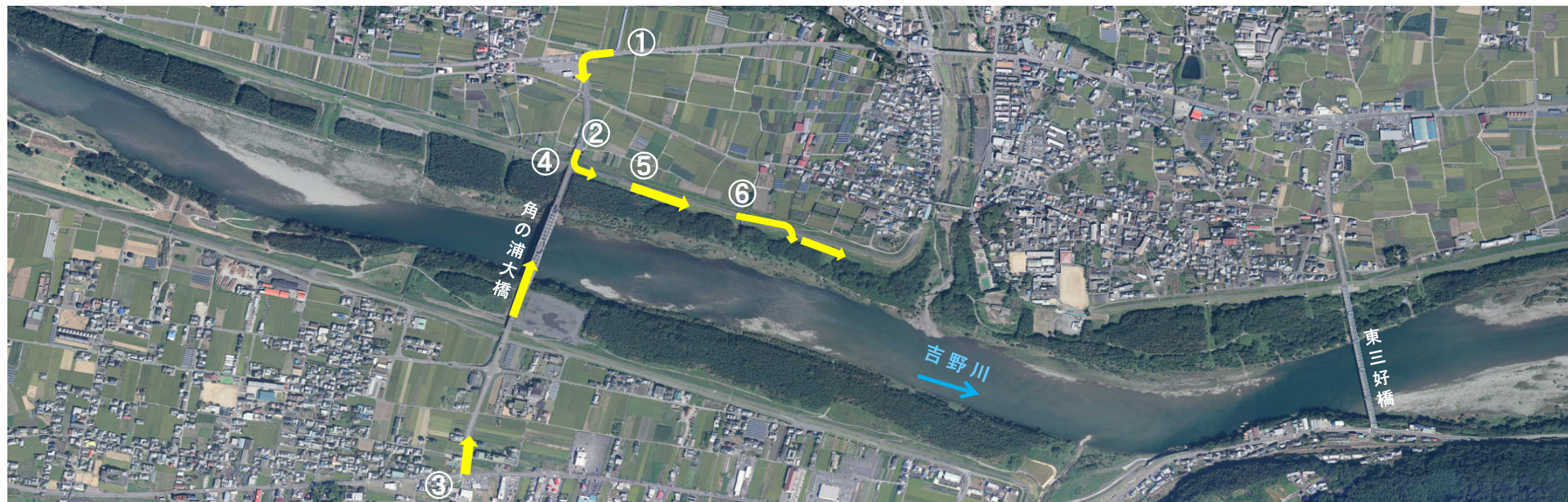
■詳細図



■区画割図(※区画割は現地の状況等により多少増減する場合があります)

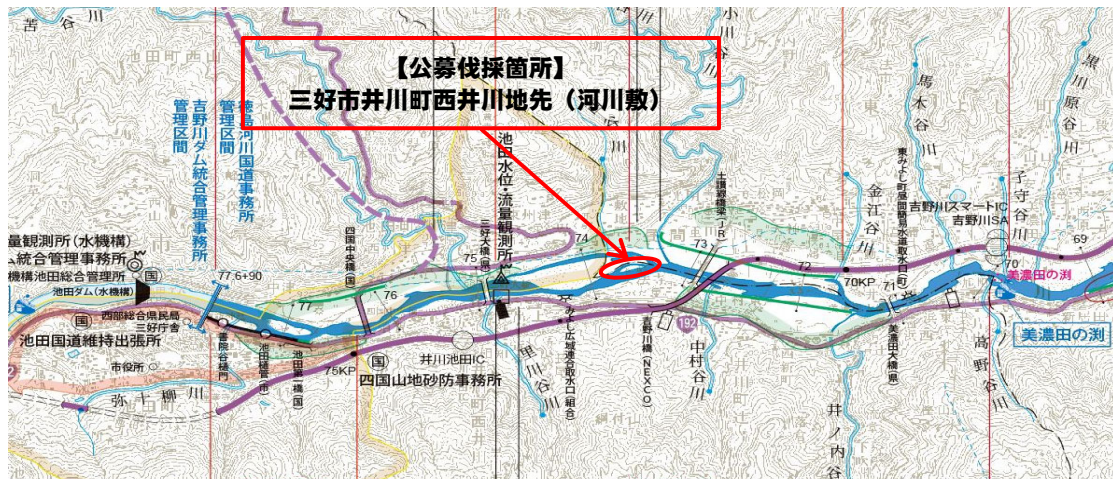


令和6年度 公募伐採箇所(進入路)



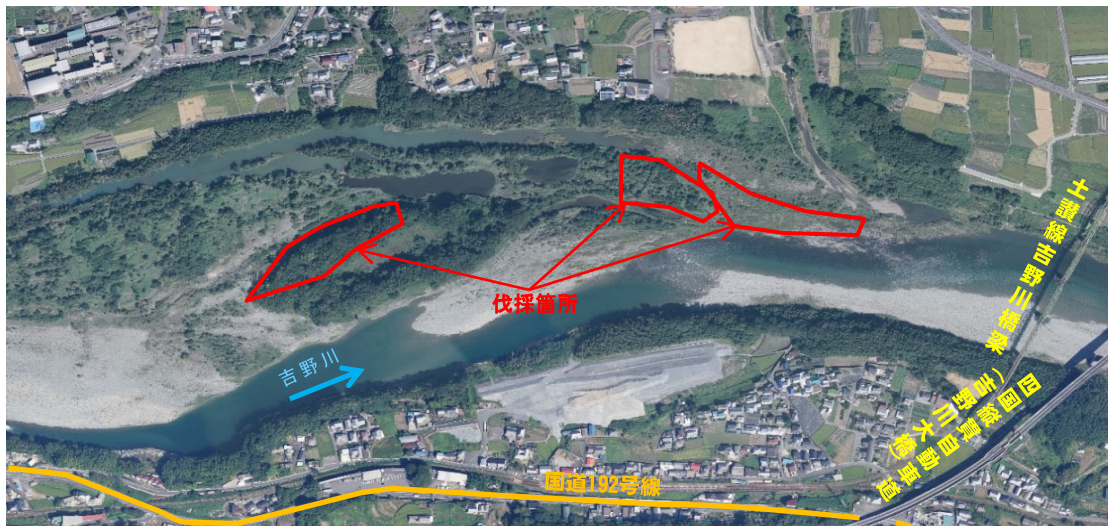
公募伐採箇所 位置図

■位置図

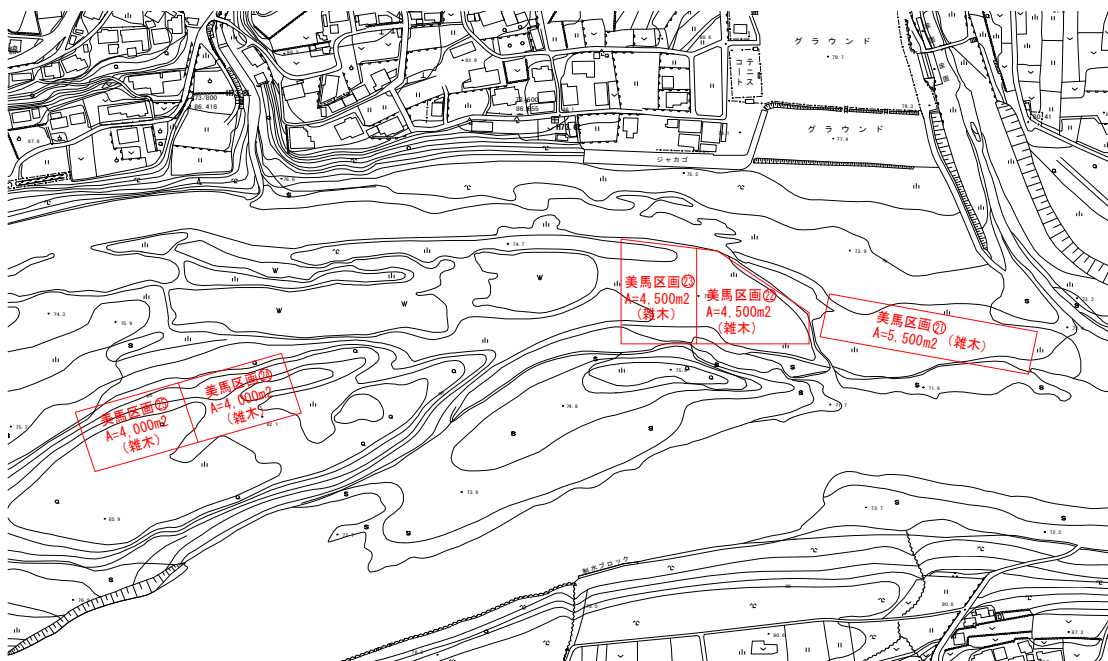


この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したもの(平27四複、第67号)を一部転載したものである。

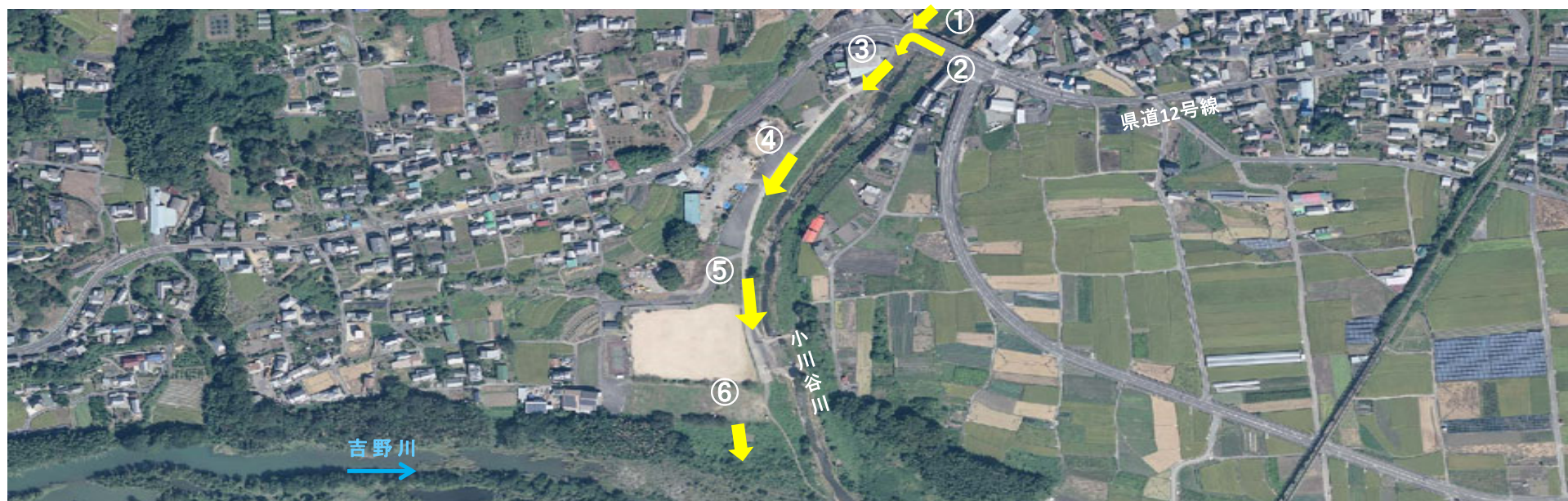
■詳細図



■区画割図(※区画割は現地の状況等により多少増減する場合があります)



令和6年度 公募伐採箇所(進入路)



公募伐採箇所 位置図

■位置図

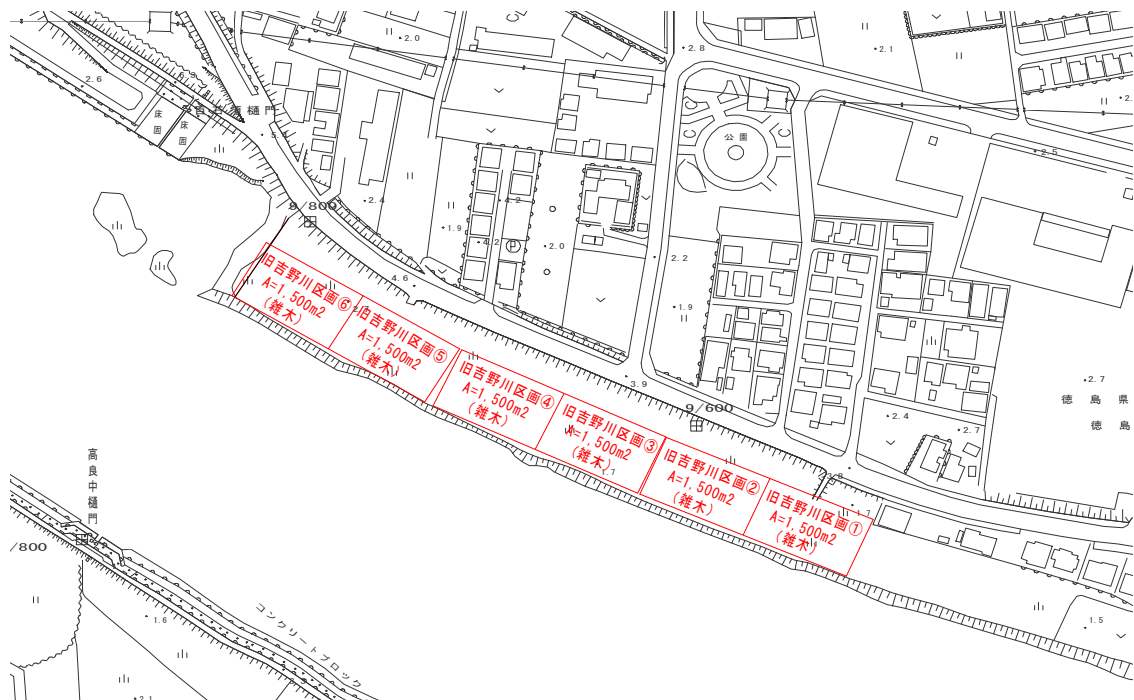


この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したもの(平27四複、第67号)を一部転載したものである。

■詳細図



■区画割図(※区画割は現地の状況等により多少増減する場合があります)



令和6年度 公募伐採箇所(進入路)



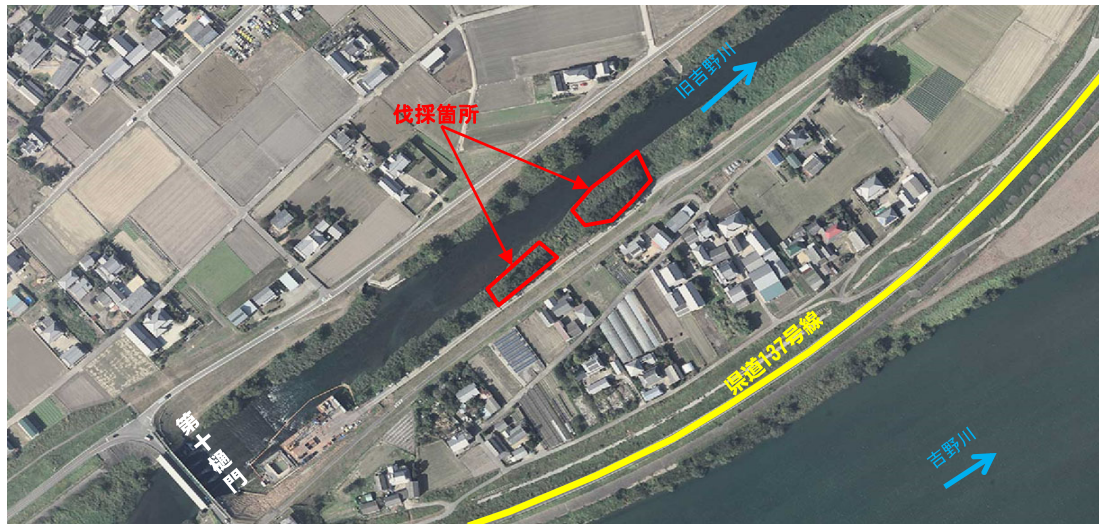
公募伐採箇所 位置図

■位置図

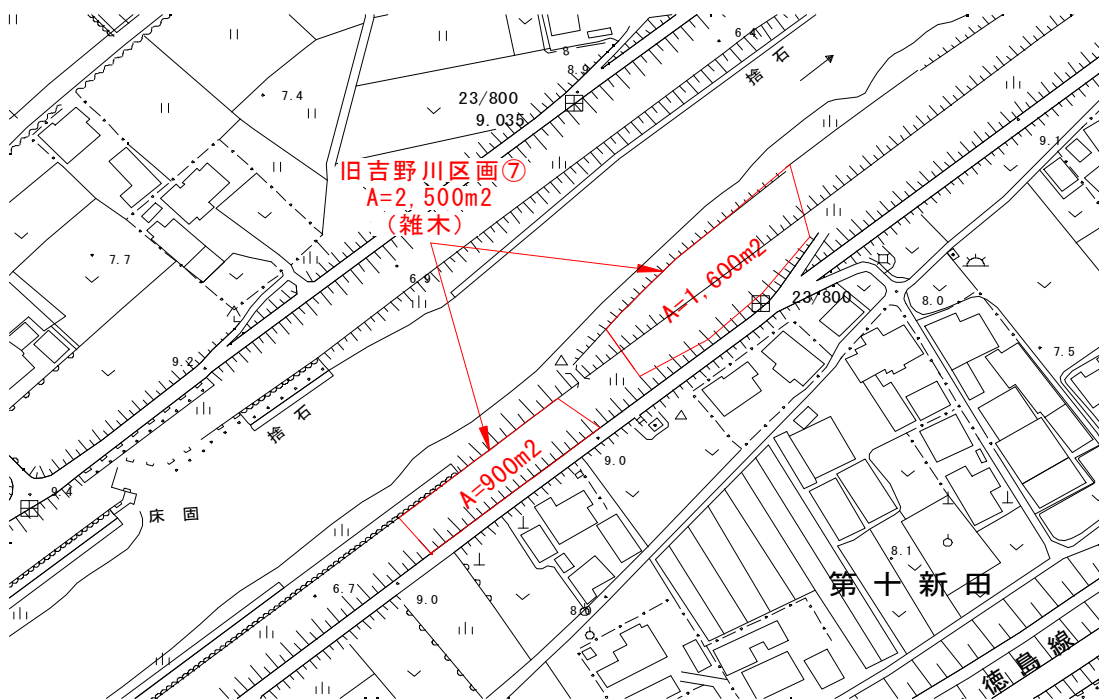


この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したもの(平27四複、第67号)を一部転載したものである。

■詳細図



■区画割図(※区画割は現地の状況等により多少増減する場合があります)



令和6年度 公募伐採箇所(進入路)

